

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４１条第２項において準用する同法第３９条第１項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第４１条第３項の規定により公告する。

令和８年７月７日

山口県知事 村 岡 嗣 政

１ 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
長門市俵山字黒川２８７３番１	田	１，１９０
長門市俵山字黒川２８７３番２	田	１，２４８
長門市俵山字黒川２８７３番３	田	１，０３４
長門市俵山字黒川２８７３番４	田	４１４
長門市俵山字黒川２８７４番１	田	９２６
長門市俵山字黒川２８７４番２	田	１，１１７
長門市俵山字黒川２８７４番３	田	１，１７１
長門市俵山字黒川２８７７番１	田	１，０９４
長門市俵山字黒川２８７７番２	田	９７１

２ 農地を利用する権利の内容等

内容	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
田	令和８年８月１日	１１年間	８８

３ 農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 中司 祐典
山口市桜畠三丁目２番１号

４ 農地の所有者等の情報

登記名義人 藤田 光江

５ 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに山口地方法務局萩支局に補償金を供託する。